

# 一般社団法人日本自己血輸血学会 定款

## 第5章 役員等

(役員を設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上16名以内

監事 1名以上2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事長をもって法人法に定める代表理事とする。
- 3 理事のうち1名を副理事長、4名以内を常務理事とし、副理事長および常務理事をもって法人法に定める業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事および監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長および常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事を兼ねることができない。
- 4 役員を選出に関し必要な事項はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める細則による。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 前二項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した理事または監事の補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事または監事は、法令に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

## 一般社団法人日本自己血輸血学会 定款施行細則

### 第4章 理事の選出

第8条 理事の定数

理事は評議員の選挙による16名とする。

#### 第 9 条 理事の立候補

評議員は理事選挙に立候補できる（理事選挙の学術総会時に 68 歳未満の者）。  
理事選挙の公示は社員総会の 8 週間までとする。立候補者は 4 週間までに事務局  
に別に定める文書（様式 4）を提出する。

#### 第 10 条 理事選挙管理委員会

理事選挙管理委員会は、副理事長および若干名の評議員をもって組織する。社員  
総会の 1 週間前までに、理事候補者名簿を全評議員に送付する。

#### 第 11 条 理事の選出

理事は、定款の規定に従い、2 年を 1 期とし、2 期 4 年務めるごとに社員総会に  
おける選挙で選出する。半数を 2 年毎に選出する。再選を妨げない。  
社員総会にて、8 名を無記名投票で選び、最下位の得票数の者が複数ある時は、  
年齢の下の者を当選者とする。

#### 第 12 条 理事の欠員補充

理事が欠員となった場合、次期選挙まで欠員の補充は行わない。  
但し、欠員となった理事が 1 期目である場合には、次期選挙の際、定数 8 名に欠  
員となった理事の員数を加えて選出する。この場合、補充された理事の任期は、  
前条の規定に関わらず、1 期のみとする。

#### 第 13 条 例外規定

この法人の成立後の初回理事選挙においては、第 11 条の規定にかかわらず以下  
の方法によるものとする。  
すなわち、16 名を一括選出し、16 名中得票結果の上位 8 名を 2 期 4 年とし、下  
位 8 名は 1 期 2 年とする。  
得票数が同数のものは年齢の下の者を 2 期 4 年任期とする。